事由	3　建築基準適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありますか。 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間	ある□　ない□ 年　月　日から 年　月　日まで
由	4・5　（略） （削る）	
	6　精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい□　いいえ□

（略）

※審査	登録手数料	経由庁	住民票照合	名簿照合合格者	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）　印

（略）

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

建築基準適合判定資格者登録事項変更申請書

（略）

備考　1　登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、貼らないこと。

2　本籍地の都道府県名の変更を申請する場合には戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写しを、氏名の変更を申請する場合には戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

3　登録証の訂正を受ける場合には、当該登録証を添付すること。

4　変更事項以外は記載しなくてもよい。

（削る）

事由	（新設）	
	4・5　（略）	
	6　建築基準適合性判定の業務禁止処分を受け、その禁止の期間中に建築基準適合判定資格者の登録の消除の処分を受けたことはありますか。 業務禁止処分を受けたことがあるときは、その期間	ある□　ない□ 年　月　日から 年　月　日まで
	（新設）	

（略）

※審査	登録手数料	経由庁	戸籍照合	登記照合	名簿照合合格者	欠格審査	副申審査	名簿登録	登録証発行	※経由庁記載欄 責任者（職氏名）　印

（略）

第五十三号様式（第十条の十関係）（Ａ４）

建築基準適合判定資格者登録事項変更申請書

（略）

備考　1　登録証の訂正を受けない場合には、収入印紙は、貼らないこと。

2　本籍地及び氏名の変更を申請する場合には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

3　登録証の訂正を受ける場合には、当該登録証を添付すること。

4　変更事項以外は記載しなくてもよい。

第五十六号様式（第十条の十二関係）（Ａ４）

建築基準適合判定資格者に係る後見開始／保佐開始審判届出書

下記の者は、平成　年　月　日後見開始／保佐開始の審判を受けましたので、建築基準法第77条の61の規定により届け出ます。